

「高等学校等就学支援金」(国の授業料補助)申請手続

(令和4年4月～6月分・新1年生)

申請の有無にかかわらず、全員の方がオンラインシステム(e-Shien)にログインし、登録をする必要があります。

申請をしなければ支援は受けられません!

保護者等の令和3年度「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」(父母合計額)が304,200円未満の方が対象になります。(政令指定都市の場合、調整控除の額に3/4を乗じる)

ご自身が対象かどうか不明の場合でも申請をしていただくことを推奨します。(申請をしなければ後から対象であることがわかっていても遡っての申請はできません。)

1 申請・登録方法・・・オンラインシステム e-Shien から申請

e-Shienのマニュアルは学校のホームページからダウンロードしてご覧ください。

(1) 申請をする方

・4月13日(水)までに、次の①・②を行ってください。

- ① e-Shienシステムにログインしてください。(https://www.e-shien.mext.go.jp/)
- ② 配付された「ログインID通知書」に記載のログインID及びパスワードを入力し、必要事項を入力し、マニュアル19ページまで行ってください。(12～16ページは除く)



<注意> マイナポータルを使用した申請は行わないでください。

今年度、神奈川県内の高等学校ではe-Shienのマニュアル12～16ページにあるマイナポータルを使用した申請を行いません。個人番号カードを持っている方でも11ページの「収入状況提出方法」では必ず ○個人番号を入力する を選択、17ページの通り保護者の個人番号を入力する方法で申請してください。(別紙参照)

※ 個人番号など保護者の情報は間違いのないよう十分注意して入力してください。

(2) 申請をしない方

・4月13日(水)までに、次の①・②を行ってください。

- ① e-Shienシステムにログインしてください。(https://www.e-shien.mext.go.jp/)
- ② 配付された「ログインID通知書」に記載のログインID及びパスワードを入力し、申請マニュアル6ページの「意向の登録」まで行ってください。

2 注意事項

- ・令和4年4月～6月分の、3か月分が支給対象となります。
- ・令和4年7月以降分の申請については別途通知(6月ごろ)により、再度申請が必要です。
- ・保護者等情報については、親権者全員分の登録が必要です。親権者が両親の場合は2名分の登録(別居や単身赴任、所得の有無にかかわらず両親分登録です。)、離婚や死別などにより親権者が1名の場合は、1名分の登録です。やむを得ない事情があり、個人番号の登録ができない親権者がいる場合など、ご不明な点は学校の補助金係までお問い合わせください。

裏面も必ずご覧ください

- ・ 令和3年1月1日時点で生活保護受給世帯の方は「生活保護受給証明書」を4月13日（水）までに高校事務室へ提出してください。（福祉事務所長が発行。生活保護の始期・発行年月日が記載されたもの。「支給証」ではありません。）

3 基準税額・補助額

【令和4年4～6月分】

令和3年度「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」 * 政令指定都市の場合、調整控除の額に3/4を乗じる	補助額
生活保護世帯 154,500円未満世帯	月額 33,000円
304,200円未満世帯	月額 9,900円

※授業料が補助額未満の場合授業料が上限となります。

4 支給時期（予定）・方法

審査には時間がかかります。（例年6月くらいまで。）

4～9月分を11月中旬頃、10～3月分を翌年3月中旬頃に支給を予定しています。授業料の引き落とし口座へ振り込みします。

横浜高等学校 事務室 補助金係
TEL : 045-781-3396